

農薬登録制度に関する懇談会（第4回）議事概要

日時：平成20年7月29日（火） 14：30～17：30

場所：中央合同庁舎第4号館第1219～1221分室

【議事次第】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 作物残留試験の例数の取扱いについて
 - (2) 既登録農薬への試験例数の取扱いの適用について
 - (3) 農薬取締法の5年後見直しに係る検討について
 - (4) その他
- 3 閉 会

【議事概要】

1 資料1の1（1）作物残留性試験例数を増加させた場合の対応について

[主な意見]

- ・ 作物分類は、超メジャー作物、メジャー作物、準メジャー作物、マイナー作物の4区分が適当ではないか。
- ・ 作物分類には、栽培面積、地域の偏り、摂取量などもを考慮しなければならないが、日本の自給率は低く、摂取量が多くても国産を食べているわけではないことから、基本的には生産量を中心に区分すべき。
- ・ 残留上問題になるものは国産のものであるため、作物分類の区分は残留にも着目して考えるべきであるが、摂取量も重要なファクターである。
- ・ 同じような気候、気象条件のもとで何ヶ所も試験を行うのではなく、産地の偏りがあるものは例数を減らしてもよいのではないか。
- ・ 摂取量は基準値を評価する際に重要な要素となる。地域的な偏りに対して、ある程度例数が必要なのは、地域をカバーするためではなく、統計的な数値のばらつきをカバーするためである。
- ・ 仮に8例と決まったら、北海道から九州まで、それぞれの地域で8例試験を行わなければならないのではないか。地域的な偏りがあるというなら、その中で最低限の試験を行えばよいのではと考える。
- ・ 試験設定が最悪の条件であると確定しているものであれば、少ない例数で評価しても構わないのではないか。
- ・ 施設栽培は、地域的な偏りに近い要素の1つと捉えるべき。
- ・ 全作物をいずれかの区分に含めるようにしてほしい。また、厚生労働省の食品分類との整合性をとってほしい。
- ・ マイナー作物には外挿を導入するしかないと考えるが、現時点で、この作物なら可能といえるものはないだろう。

[結論]

- ・ 作物分類の区分を増やすことについては合意。
- ・ 例数を決める際は、生産量を中心に考えるべき。マイナー作物などについては摂取量を考慮すべきであり、地域的な偏りも考慮すべき。
- ・ 製剤間の試験成績の読替は可能であり、具体的な読替については、EU、JMPRでの読替規定も考慮する。
- ・ 試験条件間の読替について、我が国のGAP（農薬の使用方法）の原則±25%の範囲で読替可能。
- ・ 作物間の試験成績読替の外挿については、基本的に問題ない。
- ・ 増加分の試験へのPHI（収穫前日数）の1点分析の導入については、基本的に問題ない。

2 資料1の1（2）海外で実施された作物残留性試験成績を受け入れるにあたっての条件検討について

[主な意見]

- ・ 日本は低濃度高用量散布であるが、欧米等では高濃度低用量散布であり、散布の条件が異なるが、どの程度海外のデータが受け入れられるのか。
- ・ 欧米において作物残留試験を実施している経験では、欧米においても非常に多くの試験が実施されているため試験場所や分析期間の確保に苦労しており、日本での登録用の試験を欧米で行うには実行性が乏しい実態がある。
- ・ 気象条件による残留の差をどう考えるかが問題になる。
- ・ 気象条件を考慮すべきだが、日本は南北に長いが1ゾーンとしており、海外のデータの利用はある程度可能と考える。
- ・ 受け入れにあたっては、全作物を網羅するのではなく、特に果樹、野菜に着目して検討すべき。
- ・ 国内だけでは作物残留試験への対応が難しくなることが考えられるので、ガイドラインを整理し、対応できる体制をとっておく必要がある。
- ・ 日本と品種が似たようなものであればガイドラインに盛り込むべき。作物間の読替は個別に検討してはどうか。
- ・ 海外で実施された試験の受け入れ条件については、国内の試験の読替え規定を含めた対応ルールを原則的に適用するようにすべき。

[結論]

- ・ 海外での試験データの利用について検討は必要ということで合意。
- ・ 問題を整理し、ガイドラインの作成を検討する。

3 資料1の1(3) 作物残留性試験例数の取扱いについて

[主な意見]

- ・ 作物残留性試験にも多額のコストがかかり、登録用件として急激な例数の変更があった場合、防除に必要な資材が提供できなくなる恐れがある。安全性は現在のシステムでも担保されているのではないか。
- ・ 現在でも2例の試験により安全性を担保できる使用基準を設定しており、日本なりの農薬の使い方のままで安全性を担保しているのではないか。
- ・ 例数が増えると農薬価格は上昇する。例数の増加は段階を踏むべき。
- ・ 安全性の観点から例数の増加が必要である。原則8例とすべきと思うが、作物残留性試験圃場の制約等の実態を考慮して、メジャー、準メジャーと区分をつくり、例数軽減措置を取り入れてはどうか。
- ・ 例数増加は先進国としての信頼の問題。基本的にメジャー作物は8例とすべきと考える。
- ・ 8例とした場合のコストベネフィットが具体的に見えてこないと何ともいえない。
- ・ 8例となった場合、現実問題として試験がどこまでこなせるのか考慮すべき。
- ・ 科学的判断に基づいた例数の減免も今後行っていくべき。

[結論]

- ・ 例数は現状から増やすことで合意。事務局で委員からの意見も踏まえて基本的な枠組みをつくり、関係者と一緒に具体的な枠組みを作り上げるという方針で、引き続き検討を進めていく。

4 資料8 農薬の制度検討の進め方(案)について

- ・ 農薬の制度検討の進め方について、事務局より説明があった。

5 Eメールでの意見交換について

- ・ Eメールでの意見送付では、委員相互の意見のやりとりができないため、やり方を考えてほしいとの意見。

6 今後の予定

- ・ Eメールベースを用いた意見交換を行った上で、第5回の懇談会を11月を目途に行う。